

加賀沿岸流域下水道(大聖寺川処理区)、加賀沿岸流域下水道(梯川処理区)、
犀川左岸流域下水道(汚泥共同処理施設 を 除 く)の平成18年度
管理状況

施設所管課	H18:環境安全部水環境創造課 (H19以降:環境部水環境創造課)
指定管理者	(財)石川県下水道公社 代表者 理事長 高塚 克次
指定期間	平成18年4月1日~平成21年3月31日

(1) 管理業務の実施状況

業務内容 (協定・条例に規定)	具体的な業務(仕様書、事業計画)の実施状況 (不十分な場合、その理由、指摘事項を記入)																																																																																										
使用する者への利便の提供に関する業務	該当無し																																																																																										
利用の促進に関する業務	該当無し																																																																																										
使用の許可に関する業務	該当無し																																																																																										
施設、設備及び備品の維持管理及び修繕に関する業務	<p>下水道施設の運転管理業務</p> <p>公共用水域へ放流する処理水の水質管理状況(年間) 法令に基づく排水基準(生物化学的酸素要求量 BOD 値)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法 日平均 20mg/l 以下 日最大 30mg/l 以下 下水道法 日間平均 20mg/l 以下(暫定基準) 流域下水道条例規則 日間平均 15mg/l 以下 <p>管理状況</p> <p><大聖寺処理区></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>管理基準値 (条例規則)</th> <th>最大値</th> <th>最小値</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>5.8~8.6</td> <td>7.7</td> <td>6.1</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量</td> <td>15mg/l 以下</td> <td>22.2</td> <td>0.5</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質量</td> <td>40mg/l 以下</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>3,000 個/ml 以下</td> <td>3</td> <td><1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>汚泥含水率</td> <td>85%以下</td> <td>82.7</td> <td>78.1</td> <td>80.4</td> </tr> </tbody> </table> <p><梯川処理区></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>管理基準値 (条例規則)</th> <th>最大値</th> <th>最小値</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>5.8~8.6</td> <td>7.3</td> <td>6.4</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量</td> <td>15mg/l 以下</td> <td>15.3</td> <td>0.3</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質量</td> <td>40mg/l 以下</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>3,000 個/ml 以下</td> <td>1,900</td> <td><1</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>汚泥含水率</td> <td>85%以下</td> <td>84.3</td> <td>74.5</td> <td>79.2</td> </tr> </tbody> </table> <p><犀川左岸処理区></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>管理基準値 (条例規則)</th> <th>最大値</th> <th>最小値</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>5.8~8.6</td> <td>7.5</td> <td>6.7</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量</td> <td>15mg/l 以下</td> <td>14.2</td> <td>0.9</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質量</td> <td>40mg/l 以下</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>3,000 個/ml 以下</td> <td>7</td> <td><1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>汚泥含水率</td> <td>85%以下</td> <td>81.8</td> <td>79.4</td> <td>80.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 大聖寺処理区及び梯川処理区において、生物化学的酸素要求量(BOD)が一時的に条例規則に基づく管理基準値を超えているが、水質汚濁防止法の基準を遵守しており、その後の運転対応が適切に行われたことで、その後の放流水の水質は安定し、概ね良好な管理である。</p>	項目	管理基準値 (条例規則)	最大値	最小値	平均値	水素イオン濃度	5.8~8.6	7.7	6.1	6.7	生物化学的酸素要求量	15mg/l 以下	22.2	0.5	3.8	浮遊物質量	40mg/l 以下	9	1	2	大腸菌群数	3,000 個/ml 以下	3	<1	1	汚泥含水率	85%以下	82.7	78.1	80.4	項目	管理基準値 (条例規則)	最大値	最小値	平均値	水素イオン濃度	5.8~8.6	7.3	6.4	6.9	生物化学的酸素要求量	15mg/l 以下	15.3	0.3	7.8	浮遊物質量	40mg/l 以下	10	1	4	大腸菌群数	3,000 個/ml 以下	1,900	<1	100	汚泥含水率	85%以下	84.3	74.5	79.2	項目	管理基準値 (条例規則)	最大値	最小値	平均値	水素イオン濃度	5.8~8.6	7.5	6.7	7.1	生物化学的酸素要求量	15mg/l 以下	14.2	0.9	3.1	浮遊物質量	40mg/l 以下	8	0	2	大腸菌群数	3,000 個/ml 以下	7	<1	1	汚泥含水率	85%以下	81.8	79.4	80.9
項目	管理基準値 (条例規則)	最大値	最小値	平均値																																																																																							
水素イオン濃度	5.8~8.6	7.7	6.1	6.7																																																																																							
生物化学的酸素要求量	15mg/l 以下	22.2	0.5	3.8																																																																																							
浮遊物質量	40mg/l 以下	9	1	2																																																																																							
大腸菌群数	3,000 個/ml 以下	3	<1	1																																																																																							
汚泥含水率	85%以下	82.7	78.1	80.4																																																																																							
項目	管理基準値 (条例規則)	最大値	最小値	平均値																																																																																							
水素イオン濃度	5.8~8.6	7.3	6.4	6.9																																																																																							
生物化学的酸素要求量	15mg/l 以下	15.3	0.3	7.8																																																																																							
浮遊物質量	40mg/l 以下	10	1	4																																																																																							
大腸菌群数	3,000 個/ml 以下	1,900	<1	100																																																																																							
汚泥含水率	85%以下	84.3	74.5	79.2																																																																																							
項目	管理基準値 (条例規則)	最大値	最小値	平均値																																																																																							
水素イオン濃度	5.8~8.6	7.5	6.7	7.1																																																																																							
生物化学的酸素要求量	15mg/l 以下	14.2	0.9	3.1																																																																																							
浮遊物質量	40mg/l 以下	8	0	2																																																																																							
大腸菌群数	3,000 個/ml 以下	7	<1	1																																																																																							
汚泥含水率	85%以下	81.8	79.4	80.9																																																																																							

(その他知事が必要と認める業務)	緊急時の対応・安全管理などの危機管理 ・危機管理マニュアルが策定されており、3月25日の能登半島地震時の対応は良好であった。
------------------	---

(2) 施設の利用状況

利用指標((設定している場合) 利用人数、稼働率などの数値目標)

指標	H17年度 (参考)	H18年度	前年度比	増減理由
該当無し				

使用許可等の状況

	許可件数	不許可件数	不許可理由
該当無し			

(3) 使用料の収入実績

利用料金の収入及び減免の状況

	収入額	減免額	減免理由
該当無し			

(4) 収支決算

(千円)

収入		支出	
管理料	945,738	人件費	130,381
		光熱水費	117,206
		修繕費	164,725
		運転操作監視費	249,362
		水質試験、汚泥処理	206,776
		その他	77,288
合計	945,738	合計	945,738
収支差額	0		

(5) その他、県が必要と認める事項(管理の実態を把握するために必要な事項)

利用者アンケート結果、評価、苦情、要望

年月	内容	対応

事故、故障等

年月	内容	対応

その他報告事項など

特になし

(6) 評価結果

評価項目	結果	所見(工夫、改善点)
サービスの維持・向上に向けた取組みが行われているか。	/	該当業務なし
利用促進に向けた取組みが行われているか。	/	該当業務なし
施設、設備及び備品の維持管理及び修繕が適切に行われているか。	B	・業務執行計画書に基づき適切な管理が行われている。
緊急時の対応・安全管理などの危機管理が適切に行われているか。	B	・非常時の連絡体制やマニュアルが定められ、安全対策が適切である。 ・能登半島地震においては、発生直後の被害状況調査及び報告が適切に行われた。
適切な管理運営を行う組織・体制か。	B	・適切な職員の配置がなされており、業務に関する研修・講習が十分なされている。
その他、必要と認める事項(例:苦情処理、個人情報保護)	B	・大聖寺川浄化センターの周辺地区住民の悪臭苦情に対して、懇談会を設けて地区役員と意見交換し、要望に対する処理が概ね適切に行われた。
総合評価	B	・施設の設置目的にあった管理運営がなされており、今後も専門的なノウハウを活かした管理を期待する。

評価基準

- A(優): 従前の管理水準や仕様書等に定める水準を上回っている
- B(良): 従前の管理水準や仕様書等に定める水準を十分に実施している
- C(可): 従前の管理水準や仕様書等に定める水準を概ね実施しているが、一部改善を期待する部分がある
- D(不可): 従前の管理水準や仕様書等に定める水準を下回っている

総合評価

- A(優): 適正であり、優れた実績をあげている
- B(良): 適正である
- C(可): 概ね適正であるが、一部改善を期待する
- D(不可): 改善が必要である

(7) 助言・指摘事項

特になし